



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *116 和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例 (子育て推進課)
- *117 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅環境課)
- *118 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例 (教育委員会)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の合併による字名称の変更に伴い、規定の整備を行いました。(第2条第1項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の合併による字名称の変更に伴い、規定の整備を行いました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の合併による字名称の変更に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 11 月 7 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第 116 号

和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例

和歌山県児童福祉施設設置条例(昭和39年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表児童自立支援施設の項中「那賀郡打田町大字東三谷」を「紀の川市東三谷900」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第117号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表新宮市の項の次に次のように加える。

紀の川市	県営住宅粉河団地 県営住宅那賀団地 県営住宅長山団地	紀の川市粉河 紀の川市後田 紀の川市貴志川町長山
------	----------------------------------	--------------------------------

別表那賀郡の項を次のように改める。

那賀郡	県営住宅鴨沼団地	那賀郡岩出町大字吉田
-----	----------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 11 月 7 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 118 号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中	「	和歌山県立粉河高等学校	那賀郡粉河町大字粉河4632
		和歌山県立那賀高等学校	那賀郡岩出町大字高塚155
		和歌山県立貴志川高等学校	那賀郡貴志川町長原高塚400
	を	「	紀の川市粉河4632
		和歌山県立貴志川高等学校	紀の川市貴志川町長原高塚400
		和歌山県立那賀高等学校	那賀郡岩出町大字高塚155
		」	
		に改める。	
		」	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。